

## 港区教育史通史編 序章～第 6 章の検証内容について

### 1 序章～6 章の基本的な考え方と作業方針について

基本的な考え方は、参考資料 1-2「港区教育史の構成について」のとおり。(第 3 回港区教育史編さん委員会で決定済)

作業方針は、参考資料 1-3「序章～第 6 章の検証・解題方針について」3 (1) のとおり。(第 5 回港区教育史編さん委員会で決定済)

### 2 検証作業結果と対応

#### (1) 同書刊行後の研究成果を踏まえた序章～6 章の内容の検証について

『港区教育史』(既刊、昭和 62 年発行) 刊行後に発行された『東京都教育史』(平成 6 年～平成 9 年発行) を基本的な底本として検証作業を行った。検証結果と対応は以下のとおりとする。

#### ◆検証結果

ア：底本と「港区教育史」の記述に内容の相違がある

**【対応】** 底本に根拠となる資料の記載がある場合、根拠資料を確認のうえ、「港区教育史」本文該当箇所に対して語句修正、補足追加を行う。注釈は付さない。ただし、底本に記述内容の根拠となる資料の記載がなく内容確認が不可能な場合、注釈を付す。

**【理由】** 当時の編集制作上の単純な誤りとも考えられ、「港区教育史」には記述根拠がないが底本にはあることから、その根拠資料を確認することで正しい記述にするため。また、本文を修正することで、「港区教育史」の信頼性を高めるため。

イ：「港区教育史」記述に対する補足説明がある

**【対応】** 各章末に注釈を付す。

**【理由】** 『東京都教育史』における港区関係記述の内容を補足するため。

ウ：「港区教育史」本文と資料の整合、対応関係調査をし、出典が明らかになった引用箇所がある

**【対応】** 「港区教育史」本文該当箇所に出典を明示する。注釈は付さない。

**【理由】** 出典情報は、注釈ではなく該当箇所付近に置いたほうが望ましいため。

#### (2) 校正・校閲作業を踏まえた序章～第 6 章の内容の検証について

「港区教育史」を現在・未来に寄与する貴重な研究成果の集大成ととらえ、新規執筆である第 7 章との差異を感じさせぬよう、全編を通してわかりやすい文章として公開するため、『港区教育史』(既刊) 序章～6 章の本文に対し、作業方針に基づき校正・校閲作業を実施した。ただし、執筆意図を尊重し、文脈・文意の改変や大意に影響を及ぼす恐れのある校正・校閲作業は行わない。

検証結果と対応は以下のとおりとする。

(次ページへ続く)

## ◆ 検証結果

エ： 明らかな誤字・脱字、『港区教育史 資料編』刊行時に付せられた「港区教育史正誤表」による誤り

【対応】 本文語句を修正する。

オ： 用語表現や字種の統一

【対応】 漢数字は原則使用せず算用数字を用いるなど、通史編全編を通した共通のルールに準じ、本文語句を修正する。図表番号も挿入する。

カ： 引用記載内容が元資料と異なる

【対応】 検証の結果、元資料の記載と「港区教育史」の引用記載内容が異なる場合は、元資料のとおり引用する。元資料にはないが付したほうが理解に資する場合はルビをかなでふる。

キ： 明らかな誤りではないが、わかりにくい表現となっている（現代と異なる仮名遣い、送り仮名、用語の繰りかえし、重ね言葉の多用、表記ゆれ、長すぎる文、読点の多用、引用資料の表し方など）

【対応】 既存の文章を活かす形で、該当本文箇所を修正する。ただし著作権に十分留意し、文脈・文意の改変は行わない。

【理由】 当時の執筆者による独特な言い回しや口語表現の箇所を修正することで、読者に対して新規執筆となる第 7 章と序章～第 6 章の差異を感じさせないよう、同質の文章として提示するため。

ク： 文意が不明瞭な文

【対応】 検証作業に明らかになったものについてのみ注釈を付す

【理由】 該当本文箇所の修正を行うと文脈・文意の改変にあたってしまうため。

## 3 具体例

アの例

| 指摘箇所例                         | 検証結果                               | 対応                                     | 対応結果                          |
|-------------------------------|------------------------------------|--|-------------------------------|
| 明治4年 <u>12月</u> になり、「戸籍法」によって | 『東京都教育史 通史編 1』423 ページによれば、明治4年11月。 | 根拠資料を確認し、明らかな誤りであると判明したため、本文に対して語句を修正。 | 明治4年 <u>11月</u> になり、「戸籍法」によって |

(次ページへ続く)

|  |                                    |                                      |  |
|--|------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 政府は、「学制」に先立ち、東京府に「其府ニ於テ小学教育之道施行可致候事」と達し、 | 明治2年12月18日。(『日本近代思想大系教育の体系』111ページ) | 根拠資料を確認し、確実な事実であると判明したため、本文に対して補足追加。 | 政府は、「学制」に先立ち、 <u>明治2年12月18日</u> 、東京府に「其府ニ於テ小学教育之道施行可致候事」と達し、 |
|--|------------------------------------|--------------------------------------|--|

イの例

| 指摘箇所例   | 検証結果                                    | 対応                    | 対応結果   |
|---|---|-----------------------|--|
| その際示された太政官布告は、「学問ハ(中略)」(「 <u>学制序文</u> 」「 <u>被仰出書</u> 」)と、 | 現在の学界では、「 <u>学制布告書</u> 」という呼び方が一般化している。 | 根拠資料の確認ができないため、注釈を付す。 | その際示された太政官布告は、「学問ハ(中略)」(「 <u>学制序文</u> 」「 <u>被仰出書</u> 」(注1))と、<br>-----<br>注1 現在の学界では、「 <u>学制布告書</u> 」という呼び方が一般化している。 |

ウの例

| 指摘箇所例                        | 検証結果                | 対応          | 対応結果  |
|------------------------------|---------------------|-------------|---|
| 太政官布達によると、東ハ本所扇橋(略)という線であった。 | 『 <u>東京市史稿</u> 』市街篇 | 本文に出典を明示する。 | 太政官布達によると、東ハ本所扇橋(略)(『 <u>東京市史稿</u> 』市街篇)という線であった。 |

エの例

| 指摘箇所例                         | 対応結果                           |
|-------------------------------|--------------------------------|
| 大正期に <u>おては</u> 、かなりの講習会が開催され | 大正期に <u>おいては</u> 、かなりの講習会が開催され |

オの例は、キの例①点線部分参照

カの例

| 指摘箇所例                             | 対応結果                                  |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 東ハ本所扇橋川筋ヲ限り西ハ麻布赤坂 <u>四谷牛込</u> ヲ限り | 東ハ本所扇橋川筋ヲ限り西ハ麻布赤坂 <u>四ツ谷市ヶ谷牛込</u> ヲ限り |

キの例 ①

## 【修正対応の方針】

- ・用語の繰り返しの修正(東京府、である、され、明治二六年) ・誤表記の修正(「になる」→「にあたる」)
- ・表現の洗練(「一応成立した」→「成立した」) ・読点「、」の多用の修正
- ・接続詞の修正(逆接「しかし」→順接「さらに」) ・口語表現(「があって」→「を経て」)

| 指摘箇所例  | 指摘結果  |
|--|---|
| <p>東京府が設けられたのは慶応四年（一八六八）七月であるが、開設当初の東京府は旧江戸町奉行所管轄の朱引線の内側になる「朱引内」（北は巢鴨・駒込、東は本所・深川、南は品川・高輪、西は四谷・牛込などに囲まれた範囲）であった。</p> <p>初めは町地だけであったが、明治二年（一八六九）一月になって、武家地や寺社地も管轄下に入った。</p> <p>明治四年一月三日の廃藩置県により、東京府の周辺（朱引外と称した）に置かれた小菅・品川の各県が廃されて、相次いで東京府に編入され、明治六年までの間に現在の二三区の原形が、一応成立したのであった。</p> <p>しかし、境界の変更、飛び地の処理、農地用水の利用による水争い、区域分離の不合理是正などによる管轄範囲の移動があり、また伊豆七島の移管（明治一年）、多摩三郡の移管（明治六年）があつて、東京府の境界は、明治六年になって、ほぼ現在の形になった。</p> <div data-bbox="159 1209 359 1400"> </div> <p>東京府の「朱引線」（『江戸切絵総図図割』）</p> | <p>東京府が設けられたのは慶応4年（1868）7月のことだったが、当時は旧江戸町奉行所管轄の朱引線の内側にあたる「朱引内」（北は巢鴨・駒込、東は本所・深川、南は品川・高輪、西は四谷・牛込などに囲まれた範囲）であり、それも町地だけだった（図1）。</p> <p>明治2年（1869）11月になると武家地や寺社地も管轄下に入り、明治4年11月13日の廃藩置県で東京府の周辺（朱引外と称した）に置かれた小菅・品川の各県が廃され、東京府に編入となった。明治6年には現在の23区の原形が成立した。</p> <p>さらに、境界の変更や飛び地の処理、農地用水の利用による水争い、区域分離の不合理是正などによる管轄範囲の移動があり、伊豆七島の移管（明治11年）、多摩三郡の移管（明治26年）を経て東京府の境界はほぼ現在の形となった。</p> <div data-bbox="805 1209 1005 1400"> </div> <p>図1 東京府の「朱引線」（『江戸切絵総図図割』より作図）</p> <p>※図1は原図からの書き起こしにより本誌の初出（＝オリジナル素材＝著作権・著作権）となる。</p> |
| <p>キの例 ②（引用資料の表し方。引用箇所を明確にする）</p>  |   |
| <p>港区地域における行政区画も、頻繁に改正されている。</p> <p>江戸時代末期の市街地（朱引内）と郷（ごう）村地（朱引外）の区画の線は、明治2年2月19日の太政官布達によると、</p> <p>東ハ本所扇橋川筋ヲ限り西ハ麻布赤坂四ツ谷市ヶ谷牛込ヲ限り南ハ品川県境ヨリ高輪町裏通り白金台町二丁目麻布本村町通り青山ヲ限り北ハ小石川伝通院池ノ端上野浅草寺後ヨリ橋場町ヲ限り（略）</p> <p>という線であった。</p>  | <p>港区地域における行政区画も、頻繁に改正されている。</p> <p>江戸時代末期の市街地（朱引内）と郷（ごう）村地（朱引外）の区画の線は、明治2年2月19日の太政官布達によると、表1のとおりであった（『東京市史稿』市街篇 第五十）。</p> <div data-bbox="805 1836 1420 2083"> <p>東ハ本所扇橋川筋ヲ限り西ハ麻布赤坂四ツ谷市ヶ谷牛込ヲ限り南ハ品川県境ヨリ高輪町裏通り白金台町二丁目麻布本村町通り青山ヲ限り北ハ小石川伝通院池ノ端上野浅草寺後ヨリ橋場町ヲ限り（略）</p> </div> <p>表1 江戸時代末期の市街地（朱引内）と郷村地（朱引外）の区画』</p>  |